

ふくい嶺北連携中枢都市圏 景観PR映像制作業務

公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

北陸新幹線金沢～敦賀開業に向けて、ふくい嶺北連携中枢都市圏の優れた景観資源を、各市町が連携して効果的に発信することにより、観光誘客の拡大を図ることを目的として、景観PR映像を制作する。

当該映像を制作するにあたり、受託候補者を選定するために行う公募型プロポーザルに関して必要な事項を定める。

※ふくい嶺北連携中枢都市圏を構成する11市町のうち、本業務を含む「福井ふるさと広域景観形成」事業に関係するのは以下の7市町

福井市・あわら市・坂井市・鯖江市・越前市・越前町・南越前町

2 業務の概要

(1) 業務名

ふくい嶺北連携中枢都市圏 景観PR映像制作業務

(2) 業務内容

ふくい嶺北連携中枢都市圏 景観PR映像制作業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 業務の履行期間

契約締結日から令和3年3月12日まで

3 業務に要する費用（予定価格）

2,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※なお、見積書の金額が、業務に要する費用（予定価格）を超過した場合は失格とする。

また、本事業に関する協議や各種打ち合わせ、申請等に要する費用も業務に要する費用に含まれる。

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

- (1) 公表日から受託候補者特定の日までの間に、福井市物品調達等契約に係る指名停止等措置要領（平成14年4月1日施行）による指名停止又は指名除外を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していないこと。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申し立てがなされていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 役員（役員として登記又は届出はされていないが事実上経営に参画している者を含む。以下この号において同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）でないこと。

と又は役員が暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者でないこと。

- (6) 参加申込をする時点において、当該プロポーザルに参加しようとする他の者との間に、次のいずれかに該当する資本的関係又は人的関係がない者であること。
- ① 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法第2条第3号の子会社をいう。以下同じ。）の関係（個人事業主又は会社の役員が他の会社の議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者又は当該役員に係る会社との関係を含む。）
 - ② 親会社（個人事業主又は会社の役員が議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者又は当該役員に係る会社を含む。）を同じくする子会社同士の関係
 - ③ 一方の会社の役員（個人事業主を含む。）が他方の会社の役員を現に兼ねている関係
 - ④ 一方の会社の役員（個人事業主を含む。）が他方の会社の管財人（会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人をいう。）を現に兼ねている関係
- (7) 当該プロポーザルにおいて、事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条に規定する組合又は団体をいう。）として参加する場合は、その組合員又は会員ではないこと。
- (8) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (9) 過去5年以内に同種業務又は類似業務の受託実績を有していること。
- (10) 参加者は、受託候補者特定までの間に、前各項に規定する参加資格の要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

5 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限 令和2年7月13日（月）午後5時まで <必着>
- (2) 提出方法 質問書【様式1】により都市整備課へFAX又は電子メールにて提出すること。
それ以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。
- (3) 回答方法 令和2年7月16日（木）までに市公式ホームページに掲載する。

6 企画提案書等の提出

- (1) 参加申込書等の提出
本プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり書類を提出すること。
 - ①提出書類
 - ア 参加申込書【様式2】
 - イ 会社概要書【様式3】
 - ウ 業務実績調書【様式4】
 - ・過去5年以内の同種業務又は類似業務について記載
 - ・業務実績を示す資料（契約書、報告書等の写し）を添付
 - エ 参加資格誓約書【様式5】
 - オ 共同体結成届出書【様式6】

- カ 履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）
- キ 直近年度の国税（法人税及び消費税等）及び市町村税の納税証明書
 - ・未納の税額がないことの証明
 - 【国税】 税務署発行の様式その3の3
 - 【市町村税】 課税されている全税目が記載されているもの

福井市内に営業所等のない事業者は所在地の市区町村の納税証明書を提出

- ク 直近1営業年の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）

- ◆福井市一般業務競争入札参加資格者名簿に登録されている者は、「カ、キ、ク」の書類は提出不要とする。
- ◆「カ、キ」の書類は、提出日以前3か月以内に発行されたもの（コピー可）であること。
- ◆「オ」の書類は、共同体を結成する場合に限り提出すること。
- ◆共同体を結成する場合は、「イ、ウ、エ、カ、キ、ク」の書類について、共同体の代表者、構成員それぞれの分を提出すること。

②提出方法

参加申込書等一式を担当課へ持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。）により提出すること。なお、郵送の場合は、事前に電話（0776-20-5454）で提出書類の確認を受けること。

③提出期限

令和2年7月20日（月）午後5時まで <必着>

※郵送の場合は、提出期限までに到着したものに限り受理する。

④提出先

福井市 都市戦略部 都市整備課

〒910-8511 福井市大手3丁目10番1号（市役所本館5階）

⑤参加辞退

参加申込書提出後に参加を辞退する場合は、速やかに参加辞退届【様式7】を持参又は郵送し、直ちに電話連絡すること。

（2）企画提案書等の提出

参加資格を有することが確認された者は、次のとおり書類を提出すること。なお、企画提案書については、仕様書に基づき、提案の特徴を明確にするとともに、業務を実現するために可能な限り具体的な内容を記載すること。

①提出書類

- ア 企画提案書提出書【様式8】
- イ 企画提案書【様式任意】
- ウ 業務実施スケジュール【様式任意】
- エ 業務実施体制【様式9】
- オ 総括責任者及び主たる担当者の経歴、資格、業務実績【様式10】
- カ 見積書【様式任意】
 - ・積算にあたっては、内訳（積算根拠）を明らかにすること。

- ・記載金額については、仕様書に基づいた本業務の総額の本体価格（税抜）、消費税（地方消費税額を含む。）を別々に記載し、さらにそれらの合計金額を明記すること。

<書類作成時の注意点>

- ※A4判縦、左綴じを原則とする。資料作成の都合上、部分的にA3判を使用する場合は、片袖折りにして綴じ込むこと。
- ※使用する文字は12ポイント以上とする。ただし、イメージ図や図表中に使用する文字はこの限りではない。
- ※表紙、目次をつけて、通し番号を付けること。
- ※上記「イ」から「カ」の順番に並べて、フラットファイルに綴じること。
- ※提案者名は正本1部のみに記載すること。副本は無記名（会社名等）で作成し、提案者を特定することができる内容の記述をしないこと。

②提出部数

各10部（正本1部、副本9部）

※企画提案書提出書【様式8】は1部のみ提出

③提出方法

持参又は郵送等（書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。）により提出すること。なお、郵送の場合は、事前に電話（0776-20-5454）で提出書類の確認を受けること。

④提出期限

令和2年8月11日（火）午後5時まで <必着>

※郵送の場合は、提出期限までに到着したものに限り受理する。

⑤提出先

福井市 都市戦略部 都市整備課

〒910-8511 福井市大手3丁目10番1号（市役所本館5階）

⑥その他

- ・企画の提案は1者（1共同体）1案とすること。
- ・提出期限までに提出がない場合は、参加を辞退したものとみなす。

7 審査及び選定方法

（1）審査方針

企画提案内容の審査は、別に設置する「審査委員会」において、提出された企画提案書並びにプレゼンテーションにおける説明及び質疑応答の内容を総合的に審査し、最も優れた企画提案を行った提案者を受託候補者として1者及び次点1者を選定する。

（2）審査委員会

- ①日 時 令和2年8月28日（金）予定 ※詳細は別途通知する。
- ②場 所 福井市役所（予定）
- ③実施方法 プレゼンテーション及び質疑応答
 - ・プレゼンテーションは各提案者30分（説明時間15分、質疑応答15分）以内とし、非公開で行う。
 - ・企画提案書に基づいてプレゼンテーションを行い、追加資料の提出は行わないこと。

- ・プロジェクター及びスクリーンは市が用意するので、これらの使用を希望する場合は事前に連絡すること。なお、パソコン等は提案者が用意することとし、その場合の動作確認は提案者の責により行うこと。

④留意事項 プレゼンテーションに参加しなかった場合、又はやむを得ないと判断される正当な事由なく指定時刻に遅れた場合は失格とする。

(3) 審査基準

審査項目	審査内容	配点
企画内容	<ul style="list-style-type: none"> ・映像全編に共通するコンセプトや映像(景観軸)ごとのストーリー性や統一感が、ふさわしいものとなっているか。 ・視聴者の心を掴み、その場所に訪れてみたいと思わせるような企画・構成となっているか。 ・「観光」ではなく「景観」という視点からの企画・構成となっているか。 ・7市町の景観資源を網羅し、その選定は適切か。 ・ドローンなどの最新鋭の機材や技術を中心に活用し、インパクトのある映像制作となっているか。 ・独創性・話題性のある企画・構成となっているか。 	60
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務を円滑に遂行するための運営体制をとっているか。 	10
実施計画	<ul style="list-style-type: none"> ・実現性の高い適切な実施スケジュールとなっているか。 	10
業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の円滑な実施が期待できる過去の実績等があり、効果を上げているか。(ドローン撮影やPR映像制作等) 	10
収支計画	<ul style="list-style-type: none"> ・積算に妥当性があり、費用対効果を踏まえた経費の積算となっているか。 	10

8 プロポーザル実施に係るスケジュール

実施要領等の公表	令和2年7月6日(月)
質問票の提出期限	令和2年7月13日(月)午後5時必着
質問票の回答期限	令和2年7月16日(木)
参加申込書等の提出期限	令和2年7月20日(月)午後5時必着
企画提案書等の提出期限	令和2年8月11日(火)午後5時必着
審査委員会(プレゼンテーション)の実施	令和2年8月28日(金)※予定
審査結果の通知	令和2年9月8日(火)※予定
委託契約締結	令和2年9月中旬 ※予定

9 失格事項

次のいずれかに該当した場合には、失格とする。

- (1) 参加資格の要件を満たしていない場合
- (2) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) その他、社会通念に照らし失格に当たる事由があると認められる場合

10 契約の締結等

審査委員会において選定された受託候補者と随意契約に係る協議を行い、業務に係る仕様を確定させ、改めて見積書を徴した上で、その内容に基づく随意契約の手続きを行う。ただし、次のいずれかの事由により受託候補者と随意契約が締結できない場合は、提案者のうち順位の高い者から順に／次点の者と契約締結の協議を行う。

- (1) 福井市物品調達等契約に係る指名停止等措置要領（平成14年4月1日施行）による指名停止を受けることとなった場合
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当することとなった場合
- (3) 見積書の金額が業務に要する費用（予定価格）を超過した場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) 受託候補者が契約の締結に応じない場合
- (6) 受託候補者の財務状況悪化等により業務の履行が確実でない恐れがある場合
- (7) その他の理由により、受託候補者と契約の締結が不可能になった場合

11 その他

- (1) 本プロポーザルへの参加に要する費用は、すべて提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等の訂正、追加及び再提出は原則として認めない。
- (3) 郵便事故等により企画提案書等が提出先に到達しなかったことによる異議を申し立てることはできない。
- (4) 提案内容に含まれる特許権など法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は提案者が負う。
- (5) 業務を実施するにあたっては、委託者と協議して進めていくものとし、企画提案の一部変更を求めることがある。
- (6) 提出された書類は、返却しない。また、本プロポーザル以外の目的には使用しない。
- (7) 提出された書類は、福井市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となる。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合がある。なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とする。

【問い合わせ先】

福井市 都市戦略部 都市整備課
〒910-8511
福井市大手3丁目10番1号（市役所本館5階）
TEL: (0776) 20-5454
FAX: (0776) 20-5764
E-mail: tosizeibi@city.fukui.lg.jp